

マイナンバーカード交付と Web 申請サポートのための休日窓口

日時 9月24日(日) 9時～13時
場所 市役所1階・戸籍住民窓口課
※出入口は本庁舎北口になります。

受け取りができる人

交付通知書が届いている人で、交付場所が「市役所 戸籍住民(窓口)課」となっている人
※交付場所が上記以外の方は、当日に本人確認と暗証番号設定等の手続きだけを行い、マイナンバーカードは後日、本人限定受取郵便で送付します。

受け取りに必要なもの

交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ)
※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証は2点以上必要です。また、本人確認書類は住所・氏名が最新のものがが必要です。

マイナンバーカード Web 申請のサポート

今回の休日窓口に合わせて、戸籍住民窓口課のタブレット端末を利用した Web 申請のサポートを行います。事前の写真準備が不要となり、便利ですので、どうぞご利用ください。マイナンバーカードは約2か月後に本人限定郵便で送付します。

申請に必要なもの

通知カード、運転免許証などの本人確認書類、法定代理人が申請する場合は本人と法定代理人の両方の本人確認書類の提出が必要です。
※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証は2点以上必要です。また、本人確認書類は住所・氏名が最新のものがが必要です。

④戸籍住民窓口課 ☎24-1111

証明書自動交付機サービスの終了に伴うマイナンバーカード申請のご案内

中央保健福祉センター1階などで行っていた証明書自動交付機サービスを来年1月末で終了します。窓口以外で諸証明を取得する方法は「コンビニ交付」だけになりますので、コンビニ交付に必要なマイナンバーカードを持っていない人は、早めの申請をお願いします。

なお、証明書自動交付機の利用に必要な「させば市民カード」を所有している人には、サービス終了のお知らせ文書を7～8月に郵送しています。※「させば市民カード」は印鑑登録証として、窓口での印鑑登録証明書の取得に引き続き必要ですので、処分しないで大切に保管してください。

コンビニ交付サービス

利用できる場所

全国のコンビニエンスストア(約49,000店舗)

利用時間

6時30分～23時

※現在の戸籍・現在の戸籍の附票は平日9時～17時に利用可能。

取得できる証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、現在の戸籍、現在の戸籍の附票

※現在の戸籍、現在の戸籍の附票は佐世保市内に本籍がある人に限ります。

必要なカード

マイナンバーカード

④戸籍住民窓口課 ☎24-1111

「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受けました

7月26日、「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定されていた佐世保港が「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、国土交通大臣から「指定書」の交付を受けました。今回の指定は、佐世保港がアジアからのゲートウェイ機能を有した日本屈指の拠点港として発展するための礎になるものであり、これまで以上に、国土交通省や連携するカーニバルコーポレーションと一体となって取り組んでいきます。

今後とも地元関係者の皆さまなどの協力をいただきながら、事業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。



「地球温暖化防止センター」を設置しました

7月1日、本市は従来の環境教育の支援機能に加え、地球温暖化防止の意識啓発等を図るため、戸尾町のさせばエコプラザ内に「佐世保市地球温暖化防止活動推進センター」を設置しました。市としての設置は九州で3番目となります。

今後はセンターを中心に、本市の温暖化防止対策をさらに進めていきます。

開館日時 火曜～土曜 9時～18時

事業内容 ①不要な家具等の修理・販売 ②各種環境講座の開催 ③小・中学校への学校支援業務 ④地球温暖化防止活動推進員の育成・支援など

④環境保全課 ☎26-1787



7月1日、開式でテープカットを行った関係者の皆さん

第4期させば観光大使が決定しました

8月1日、佐世保の観光をPRする「第4期させば観光大使」に就任する大川美奈子さん(写真右、親和銀行)と馬渡彩加さん(左、長崎県立大学2年生)が市役所を訪れ、朝長市長に今後の抱負などを語りました。

朝長市長は「佐世保の観光は注目度が高いので、お二人の活躍に期待しています。頑張ってください」と激励。大川さんは「美しい、楽しい、おいしい佐世保の魅力を精一杯伝えます」、馬渡さんは「美しい自然あふれる佐世保のまちを多くの人にPRします」とそれぞれ意気込みを語りました。

観光大使の任期は8月6日から2年間となっています。今後、市内外のイベントなどでさまざまな活動を行いますので、市民の皆さまの応援をよろしくお願いいたします。



受験資格

次の要件を全て満たす人
・昭和53年4月2日から昭和63年4月1日まで生まれた人で、高校卒業以上の学歴がある人
・救急救命士の資格を持つ人
・平成29年9月1日時点で消防吏員の職務経験が通算して5年以上ある人
・平成29年9月1日時点で長崎県外に在住し、採用後は消防局の管轄区域(佐世保市、西海市、波佐見町、川棚町、東彼杵町、佐々町、小値賀町)に居住できる人

消防職員採用試験の実施 (J)ーターン、消防職務経験者

試験職種 消防職(救急救命士)

試験日 10月29日(日)

試験会場 佐世保市消防局(平瀬町)

受付期間 9月11日(月)～10月13日(金)

試験案内、申込書の配布場所

消防局総務課、各消防署・出張所、市役所玄関案内、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
※申込書は市・消防局HPからもダウンロードできます。

採用予定人数 若干名

④消防局総務課 ☎23・9251

行政改革推進計画 (後期プラン)の取り組み

本市では、より質の高い行政サービスを、より低いコストで提供し、健全な財政運営を図るため、「第6次佐世保市行政改革推進計画(後期プラン)」と、その具体的な取り組み内容や成果目標などを定めた「改革工程表」を策定しています。その内容についてお知らせします。

限られた行政資源を有効活用し成果を向上

本市の事務事業については、妥当性や有効性、効率性などの視点で評価を行い改善し、市民ニーズに合った事務事業の選択と限られた行政資源(人・物・金)の最適配分により成果向上を図ります。

目標Ⅱ改善効果額24.66億円(平成29・33年度)

補助金の効果検証による見直し

公益上必要な場合に団体等に交付している補助金のうち、長期間継続しているものや補助割合が高いものなどは、その効果を検証しながら見直しを行います。目標Ⅱ改善効果額1.48億円(平成30・33年度)

民間活力の活用によりコスト削減やサービスを向上

民間委託については、本市が直接行っている事務事業のうち、民間に任せよう行政サービスが保障され、民間に任せよう行政コストの削減が期待できる場合に導入します。

また、公の施設については、民間のノウハウを導入することで、行政サービスの向上や施設の効率的な管理運営により行政コストの削減が期待できる場合に指定管理者制度を導入します。

行政規程に合った適正な定員管理により職員数を削減

正規職員数(公営企業会計や特別会計の一部を除く)については、業務量をしっかりと把握し、業務の再編・効率化や民間活用の活用を行い、段階的に削減します。目標Ⅱ平成33年4月1日現在職員数1930人以下(現在2102人)

債権管理の計画的な推進により公平性・公正性を確保

市税については、これまで滞納整理の強化等に取り組み、徴収率の向上につながっています。市税以外の債権についても債権の回収手法を構築・運用し

ながら、本年4月に新設した債権管理対策室において適切な管理運営を行い、公平性・公正性の観点から、強制執行などにより未取債権の回収を進めます。目標Ⅱ改善効果額1.08億円(平成29・32年度)

公共施設の再編で持続可能な施設運営へ

本市は3千棟を超える公共施設を保有していますが、そのうち約48%の建物は建築から30年以上が経過した老朽施設で、今後は改修や建て替えなどで多額の経費が掛かることが見込まれており、現在の施設を維持していくことは困難な状況です。そのため、今後は施設の再編(同じ機能を持つ施設の集約化や異なる機能を持つ施設を統合する複合化など)による保有量の縮減や老朽施設の長寿命化改修をさらに進め、施設の効率的な管理を行います。目標Ⅱ公共施設延床面積削減率15%以上(平成29・48年度)

行政改革推進局

☎24・1111

「ながさきしまとく通貨の」ご利用

県内の各島で土産物や宿泊費

よくある質問 Q&A

Q年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか?

A固定資産税は「住宅用地に1月1日現在の登記簿等に所有者として記載されている人が納税義務者となります。そのため売買契約を締結しているも、1月1日までに登記簿等の所有者変更の手続きが完了していなければ、納税義務者は売主になります。

Q家を取り壊した場合、固定資産税はどうなりますか?

A家屋の一部または全部を取り壊した場合は、「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記している家屋の場合、法務局での手続きが別途必要になります。1月1日までに取り壊した家屋について

Q所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか?

A納税義務は、原則として相続人が引き継ぐこととなります。この場合、固定資産税を現に所有することになった人(相続人など)から申告書を提出していただき、翌年度から新しい納税義務者に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間、一時的に納税義務者

☎施設再編整備推進室 ☎24-1111

公共施設適正配置・保全実施計画 北部エリアのワークショップが始まりました



本市は「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づき、本年度から具体的な施設の再編を定める実施計画の策定に取り組んでおり、策定に当たっては市内を7つのエリアに分けてワークショップなどを開催し、地域の皆さんと対話しながら進めていくこととしています。7月13日には、1つ目のエリアとして北部エリア(吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町地域で構成)のワークショップを江迎地区文化会館インフィニタスで開催し、参加者の皆さんからさまざまなご意見をいただきました。10月頃までに4~5回程度の開催を予定していますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎施設再編整備推進室 ☎24-1111

などの支払いに使える20%のプレミアム付き商品券「ながさきしまとく通貨」。大変お得ですので、旅行などの際にご利用ください。購入できる人 島外からの旅行者など(使用する島の住民は購入不可)

販売単位

1セット5千円

販売窓口

宇久町観光協会など各島内の販売窓口

☎しま共連地域通貨発行委員会 コールセンター ☎0570・039・402

ご当地ナンバーに交換しませんか

九十九島をモチーフにした「ご当地ナンバープレート」を交付しています。市民の財産である九十九島をPRし、市のイメージアップを図るため、ご当地ナンバーに交換してみませんか。

対象車種 原動機付自転車 交付場所 資産税課(本庁舎2階、宇久行政センター)住民課

必要物 印鑑、旧ナンバープレート、車台番号が確認できる書類(登録証、保険証書など) 交付費用 無料(旧ナンバー

レート紛失の場合は200円が必要 ※希望番号は選べません ※ナンバー変更の場合、自賠責保険の変更手続きが必要になる場合があります。詳しくは保険会社などに確認ください。



上から「50cc以下」「90cc以下」「125cc以下」のプレート

☎資産税課 ☎24・1111

こんなときどうする? 固定資産税Q&A

「固定資産税」は福祉や教育、ごみ収集など、身近な行政サービスを提供する上で、欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここではその算定方法や、よくお寄せいただく質問などをお知らせします。

固定資産税の概要

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有して

を決めていただくもので、相続登記の手続きは別途必要です。早めに登記の名義を変更することを勧めます。

Q償却資産とは何ですか?

A償却資産とは、土地・家屋以外で、会社や個人が事業(工場、事務所、店舗、アパート、駐車場など)の用に供することのできる構築物や機械、器具、備品などをいいます。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日となっています。

Q資産税課 ☎24・1111

9月10日~16日は自殺予防週間 あなたも命を支えるゲートキーパーになろう

本市で自殺によって亡くなる人は年間約50人。年齢別では40、50歳の働き盛りの人が一番多く、次いで60歳以上の人、30代と続きます。動機はうつ病などを含む健康問題、経済問題、家庭問題などとなっています。自殺を考えている人はさまざまな問題を抱え、1人で悩んでいることが多く、適切な相談窓口につながっていない事例も数多くあります。ゲートキーパーとは、

☎自殺予防週間 ☎24・1111

相談窓口

長崎いのちの電話 ☎095・842・4343 (9時~22時、年中無休、毎月第1・3土曜は9時~翌9時) 東京自殺防止センター ☎03・5286・9090 (20時~翌6時、年中無休、毎週火曜は17時~翌6時) ※うつ病や精神疾患の相談、精神科医療機関の問い合わせは障がい福祉課へお尋ねください。

☎障がい福祉課 ☎24・1111